

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり総合的に判定する。

(1) 提案内容の評価

「提案内容評価表」(別紙4)(以下「評価表」という。)に掲げる①～⑤の各項目について、企画提案書(任意様式)及びヒアリング(本市が必要と認める場合に実施)に基づき提案内容を評価する。

(2) 受託候補者の選定方法

評価表を用いて評価を行い、評価が最も高い者を受託候補者(第一交渉権者)とする。

ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

(3) 評価が最も高い者が2以上あるときの対応

ア 評価表の評価項目「③会社概要・業務実績」の評価得点が高いものを受託候補者とする。

イ 上記「ア」の得点が同じ場合、評価表の評価項目「④個人情報の取扱い」の評価得点が高いものを受託候補者とする。

ウ 上記「ア」及び「イ」両方の得点が同じ場合、くじ引きにより、受託候補者を決定する。

2 評価得点について【評価者数×100点満点】

(1) 評価項目及び配点

評価表に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 評価得点の考え方

評価対象の各項目を5段階で評価する。

判定	評価基準	項目評価点
A	優秀である／高度の能力を有している	10点
B	満足できる／高度の能力を有している	7点
C	平均的である	5点
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	3点
E	全く満足できない／任せることが不安	0点

イ 評価方法について

5つの各評価項目に対し、上表の評価基準を基に判定を行う。

ウ 評価得点の計算方法

評価得点 = 各判定に基づく項目評価点×各項目の評価係数

エ 採点方法

評価表に基づき、評価得点を合計し採点を行う。

オ 評価得点について

企画提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

3 評価者

プロポーザルの評価を行う者は次のとおりとする。

- ・ 保健福祉局障害保健福祉推進室担当課長
- ・ 保健福祉局障害保健福祉推進室企画係長
- ・ 保健福祉局障害保健福祉推進室担当係長
- ・ その他、保健福祉局障害保健福祉推進室長が必要と認めるもの